

平成29年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）									
招集年月日		平成29年12月4日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時		開会	平成29年12月4日 9時30分				議長	品川義則	
及び宣告		散会	平成29年12月4日 11時27分				議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1番	松 石 健 児		出	8番	河 野 保 久		出	
	2番	大久保 由美子		出	9番	重 松 一 徳		出	
	3番	末 次 明		出	10番	鳥 飼 勝 美		出	
	4番	栗 野 久 明		出	11番	大 山 勝 代		出	
	5番	久保山 義 明		出	12番	松 石 信 男		出	
	6番	牧 藺 綾 子		出	13番	品 川 義 則		出	
	7番	木 村 照 夫		出					
会議録署名議員		8番	河 野 保 久			9番	重 松 一 徳		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治			（書記） 久保山 裕 香		
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也			産 業 振 興 課 長		鶴 田 勝 美		
	副 町 長	酒 井 英 良			ま ち づ く り 課 長		内 山 十 郎		
	教 育 長	大 串 和 人			定 住 促 進 課 長		毛 利 博 司		
	総務企画課長	熊 本 弘 樹			建 設 課 長		古 賀 浩		
	財 政 課 長	平 野 裕 志			会 計 管 理 者		村 山 留 美		
	税 務 課 長	寺 崎 博 文			教 育 学 習 課 長		井 上 克 哉		
	住 民 課 長	安 永 宏 之			産 業 振 興 課 参 事		寺 崎 一 生		
	健 康 福 祉 課 長	中 牟 田 文 明			ま ち づ く り 課 図 書 館 長		天 本 洋 一		
こ ども 課 長	平 川 伸 子								
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町政報告
提案理由説明 |
| 日程第 4 | 議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する
条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第38号 基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例の
制定について |
| 日程第 6 | 議案第39号 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に
ついて |
| 日程第 7 | 議案第40号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第41号 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第42号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第43号 基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部改正
について |
| 日程第11 | 議案第44号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第46号 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て |
| 日程第14 | 議案第47号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更について |
| 日程第15 | 議案第48号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について |
| 日程第16 | 議案第49号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第17 | 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会
計補正予算（第 7 号）） |
| 日程第18 | 議案第50号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第19 | 議案第51号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第20 | 議案第52号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第21 | 報告第 6 号 請願の処理の経過及び結果の報告について |

～午前 9 時30 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成29年第 4 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、河野保久議員と重松一徳議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から12日までの 9 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおりと決定しました。

日程第 3 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第 3．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は平成29年第 4 回定例町議会をお願いいたしたところ、議員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定について」外 9 件、工事請負案件が「多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更について」、指定管理者案件が「基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について」、協議案件が「鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について」、専決処分承認案件が「専決処分の

承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第7号））」、予算案件が「平成29年度基山町一般会計補正予算（第8号）」外2件となっております。

また、報告事項として「請願の処理の経過及び結果の報告について」をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、表彰関係についてでございます。

横浜DeNAベイスターズにおいて投手として活躍されている濱口遥大選手に、基山町町民栄誉賞を授与することを決定いたしました。濱口投手はドラフト1位で横浜DeNAベイスターズに入団され、「日本シリーズ」での優秀選手賞、11月20日には「セ・リーグ新人特別賞」を受賞されております。また、昨年の「第25回記念きやまロードレース大会」開催の際にはスターターや子どもたちへの表彰役を務めていただくなど町への貢献も大きなものとなっております。

濱口選手の活躍は、町民に夢と希望を与え、町のイメージアップに寄与し、町への貢献も大きいことから、その功績が顕著であると認められるため、基山町町民栄誉賞を贈ることとしております。

また、11月20日に地方自治法施行70周年記念式典が開催され、この中において、基山町は「自らの創意工夫により、優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した市町村」として地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞いたしました。全国では124市町村、県内では鹿島市、嬉野市、基山町の3市町が受賞いたしました。

次に、消防関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月12日に防火訓練を実施いたしました。今回は第7部管内の南奈良田で地域住民の参加を得て、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや簡単な救急法の演習を行いました。当日は鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て、多大な成果を上げることができました。

次に、選挙関係についてでございます。

10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の基

山町における投票率については、小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙ともに64.46%で、国民審査は64.34%でした。

次に、中心市街地活性化基本計画策定についてでございます。

中心市街地活性化基本計画につきましては、商工会等との意見交換やアンケート等による意見を調整し、10月に計画素案を策定しております。計画素案につきましては、基山町中心市街地活性化協議会での審議やパブリックコメントにより計画案に対する御意見をいただいております。12月中にいただいた意見の検討や内閣府との計画素案の最終調整を行い、平成30年3月の認定を目指していきます。

次に、定住促進関係についてでございます。

移住、定住を促進する基山定住サプライズプロジェクト事業の11月末の申請受け付け状況につきましては、子育て・若者世帯の住宅取得補助金が55件、新婚世帯家賃補助金が20件となっております。

また、5月から利用開始していただいております移住体験住宅の利用につきましては、11月末で宮浦体験住宅が7件、小倉体験住宅が6件となっております。

P F I 法に基づく子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業につきましては、11月1日に民間事業者に対する募集要項等の説明会を実施し、平成30年2月には本事業の契約候補者の選定を行う予定でございます。

次に、創業支援関係についてでございます。

基山町地域雇用創造協議会が実施する雇用創造事業の一環として、基山町内で創業予定の方や創業して間もない方を対象にした「創業支援セミナー」を11月25日からスタートし、6名の方が受講されております。講義は、創業に関する経営、財務等の内容で、12月23日までの日程で全6回行います。

次に、「2017草守基肆（スキー）世界大会」についてでございます。

昨年に引き続き大変好評であった「草守基肆（スキー）世界大会」を10月21日に開催しました。当日は雨天の予報で開催が危ぶまれましたが、何とか天気も持ちこたえ、競技を実施することができました。参加者は、海外12カ国から外国人67名を含め、延べ217名と前回は上回る人数になりました。また、大会では外国人参加者との交流も随所に見られ、国際交流イベントとしても成果を上げることができました。今後ますます発展し、佐賀県の観光コンテンツとして定着するよう育成していきます。

次に、「きやま門前市」についてでございます。

11月18日に大興善寺の駐車場を利用した門前市を開催しました。イベントは初開催にもかかわらず、町内外から32件の出店があり、1,000名を超える来場者がありました。今後は、大興善寺の春と秋の観光シーズンに合わせた恒例イベントとして定着するよう努力していきます。

次に、「J R九州ウォーキング」についてでございます。

11月23日の当日は肌寒い天候にもかかわらず1,310人の参加がありました。今回もJ Tの取り組みで、参加者に協力を得ながらコースのごみ拾い活動が行われました。当日は「J R九州ウォーキング」に合わせて、「キヤマルシェ」「きやまK a p p o」が開催され、「キヤマルシェ」は、ハンドメイドのお店や飲食、産業振興協議会の会員を含めた約50店舗が出店し、ウォーキング参加者を含め町内外から多くの来場がありました。また、「きやまK a p p o」は今回で5回目になり、町内の15店舗が出店し、町内外から約400人の参加があり、基山町自慢の銘酒「基峰鶴」や居酒屋の食事を楽しめました。

次に、生涯学習関係についてでございます。

10月9日に多目的運動場において「町民体育大会」、10月14日、15日には伊万里市、唐津市周辺を会場に「佐賀スポーツフェスタ2017」として、「第70回県民体育大会」「第16回佐賀県障害者スポーツ大会」「さがねりんピック」が開催されました。

また、11月1日から3日までは町民会館において「基山町文化祭」、11月12日には久留米市において、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催の「クロスロードスポーツ・レクリエーション祭」が開催されました。

いずれの行事も多くの方の町民の方に参加いただき、スポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を深めることができました。

町政報告の中には入っておりませんが、昨日のきやまロードレースも2,100以上の参加を得て、盛況に行われたところでございます。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、集団健診と婦人がん検診を5月から10月にかけて24日間実施し、平成29年度については終了しました。現在、健診結果に基づいて特定保健指導を個別訪問などにより行っているところでございます。

また、高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていけるよう介護予防事業等に積極的に参加

いただくために実施しております健康ポイント事業につきましては、10月末で217枚の健康ポイントカードの発行を行っております。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、秋晴れの10月7日に運動会を、12月2日にお遊戯会、作品展示を行い、園児の健やかな成長を保護者とともに見届けることができました。

次に、保育所整備についてでございます。

基山町保育所整備基本構想を町民との意見交換会、パブリックコメント等を踏まえ、11月に策定いたしました。町の保育の質と量を確保するため、今後、本基本構想をベースに基山保育園の半数程度の規模である民間保育所1園、公立保育所1園の2園で整備を行っていきます。民間保育所は平成31年4月、公立保育所は平成32年4月の開所を目指します。

次に、青少年健全育成関係についてでございます。

11月4日に「第37回基山町青少年健全育成町民大会」を開催し、少年の主張・体験発表では、町内の小中学生8名が、約230名の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えたこと、将来の夢などを発表しました。

また、基山中学校吹奏楽部による生演奏を楽しんでいただき、大会は盛会に終わりました。

次に、男女共同参画関係についてでございます。

10月24日に男女共同参画推進リーダー研修を佐賀県男女共同参画センターとの共催により町民会館において開催し、町民31名の方に御参加いただきました。研修は、「地域を巻き込むコミュニケーション」～一人ひとりが大切にされる地域づくりのために～と題し、各地で元気届け出人として意欲的に活動されている武雄市レクリエーション協会会長の森恵美氏を講師にお招きし、周囲の人の関係性の構築と活動への巻き込み方について学びました。

次に、多文化共生関係についてでございます。

今年度から「生活者としての外国人のための日本語教育事業」の実施団体として文化庁から採択を受け、日本語教室の開設及び運営を通じて、人種を問わず誰もが活躍できる地域づくり事業を行っています。今年度の取り組みについては、町内在住外国人、外国人を雇用している企業担当者の方等へのアンケートによる現状分析や、国から派遣されている多文化社会コーディネーターを中心とした日本語教室の開設を行っています。

また、11月19日には町民会館小ホールで「多文化共生のまちづくりシンポジウム」を開催しました。シンポジウムは「誰もが住みやすく、活躍できる基山町を目指して」と題し、多

文化社会コーディネーターによる基調講演とパネルディスカッションを行い、大勢の方に参加いただきました。

次に、生活環境関係についてでございます。

ことしで5回目になります町内一斉美化活動「クリーンアップK I Y A M A」を11月26日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみの清掃等を行い、町内の環境美化の推進に御協力いただきました。

また、飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情がふえている中、犬のしつけについて考えてもらうため、10月29日に「犬のしつけとマナー教室」を開催しました。当日は雨にもかかわらず16名の飼い主と8頭の犬が参加し、講話と実技を通して、犬への接し方、散歩の仕方等の犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申し込み件数は、11月末で5人槽が4件、7人槽が6件、計10件の申し込みがありました。今後も、継続して設置補助の募集を行っていきます。

次に、道路工事についてでございます。

道工29補第3号箱町・麦尾線カラー舗装工事（通学路対策）につきましては、平成29年9月27日から平成30年2月9日までの工期で、興和道路株式会社が928万8,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

道工29補第2号白坂久保田2号線道路改良工事につきましては、平成29年9月6日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が3,920万4,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

道工29補第4号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成29年11月8日から平成30年3月23日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,484万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は10%でございます。

次に、基山町ジビエ解体処理施設建設工事についてでございます。

基山町ジビエ解体処理施設建設工事につきましては、平成29年10月13日から平成30年3月23日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,019万6,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は20%でございます。

次に、基山町合宿所建設工事についてでございます。

基山町合宿所建設につきましては、平成29年11月7日から平成30年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が9,158万4,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

基山中学校の3年生を対象にした土曜日補充学習を9月16日から開始し、1月20日までの土曜日に12回開催する予定にしております。参加人数は17名でございます。

また、基山中学校野球部が11月に開催されました「第19回プロ野球県人会ドリーム旗争奪中学生軟式野球大会」において18年ぶりに2度目の優勝をいたしました。来年3月、長崎で行われる九州大会に出場いたします。

次に、文化財関係についてでございます。

明治維新150年を契機に、江戸時代の基山を再認識し、町内の子どもたちにふるさと基山への愛着や誇りを醸成する事業として基山・対馬交流事業を11月18日から19日までの2日間、対馬を訪問し、実施いたしました。交流事業は小学生11名、中学生14名、大人5名、総勢30名での参加となり、現地の歴史遺産の見学や基肄城と同じ国指定の特別史跡である金田城跡で対馬市の小中学生との交流を行いました。

次に、図書館関係についてでございます。

昨年4月開館からの入館者が9月で20万人を超え、本年も昨年に比べますと利用者が1割程度増加しており、多くの方に利用いただいております。図書館の事業としては、9月2日に「秋冬野菜づくりのコツと裏ワザ講習会」、9月29日、30日に「ブックリサイクル」、10月14日、28日には「きやまRESASデジタルアカデミー事業」を、10月22日には開館を午後8時まで延長し、「竹あかりナイトin図書館」を実施いたしました。

また、10月27日からの秋の読書週間に合わせ、10月3日、文化の日に「子どもお楽しみ映写会」、8日には「大人のための映写会」を行い、郷土資料コーナーでは「絵本作家わかやまけんさんの原画展」を開催いたしました。

今後も魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指していきます。

次に、寄附の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より9月7日に9万円、また、基山町ソフトボール協会様より10月23日に3万7,000円、基山町育成資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

本年度の寄附申し込み状況につきましては、11月末で1万9,161件、4億8,627万2,000円となっております。昨年の同時期に比べると件数では118%、金額では57%の伸びとなっております。今後も引き続き、特産品の追加、見直し等について進めていきます。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～20 議案第37号～議案第52号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第37号から日程第20．議案第52号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成29年第4回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件が10件、工事請負案件が1件、指定管理者案件1件、協議案件1件、専決処分案件1件、予算案件3件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてでございます。

中心市街地への都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりに向けて広域的にインフラ等に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の建設を制限するため、「基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第38号 基山町多世代交流センター憩の家を設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

基山町老人憩の家を改修及び増築し、高齢者から子どもまで世代を超えた交流拠点となる施設を設置することに伴い、「基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第39号 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布され、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、人事評価制度及び退職管理に関する制度について規定するため、「基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第40号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、非常勤職員の育児休業等について規定するため、「基山町職員の育児休業等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第41号 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございます。

基山町ひまわり館を増室することに伴い、基山町福祉交流館の一部をひまわり教室として使用する必要がなくなったため、「基山町放課後児童クラブ条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第42号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

事業者の適正なごみ処理を推進するための事業系ごみ袋の作成に伴い、「基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第43号 基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部改正についてでございます。

「土地改良法等の一部を改正する法律」が公布され、「土地改良法」の一部が改正されたことに伴い、条項番号が改正されたため、「基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例」を改正するものでございます。

次に、議案第44号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第

45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第46号 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第44号から第46号までは、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく使用料見直しに伴い、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第47号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更についてでございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、平成29年9月14日に議決された議案第30号「多世代交流拠点施設整備工事請負契約」について、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第48号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

基山町農産物加工場については、製品等の製造、出荷を安定的に行うこと、新施設での製品調整及び廃止に向けての施設整理が必要なため、指定管理期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第49号 鳥栖地区広域市町村圏組合理約の変更についてでございます。

組合理約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更を行う際には、全組織団体の協議により、これを定め、県知事に届け出るようになっており、その協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第7号））でございます。

本町出身のプロ野球選手濱口遥大氏の日本野球機構セントラル・リーグの連盟特別表彰「新人特別賞」受賞に伴い、町民栄誉賞を授与するに当たり、一般会計の予算に補正が急務なため、平成29年11月21日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第50号から議案第52号までは、平成29年度各会計の歳入歳出補正予算について

でございます。

議案第50号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第8号）につきましては、今回、補正予算として2億9,992万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも72億4,471万8,000円となります。

また、今回地域おこし協力隊人件費の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、ふるさと応援寄附基金費でございます。ふるさと納税の増加に伴い、返礼品及び業務委託料等の増額をお願いいたしております。補正額は2億18万7,000円でございます。

次に、障害者福祉費でございます。サービス利用量の増加に伴い、増額をお願いしております。補正額は4,761万8,000円でございます。

次に、道路維持費でございます。基山駅通り橋の補修に伴います跨道橋橋梁補修事業負担金の増額等をお願いいたしております。補正額は1,121万3,000円でございます。

次に、文化財保護費でございます。歴史民俗資料館等解体工事に伴います工事費の増額等をお願いいたしております。補正額は2,152万円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第51号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として160万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも24億283万4,000円となります。なお、補正予算の内容は、保険基盤安定繰入金の額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第52号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として677万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は5億5,138万7,000円になります。なお、補正予算の内容については、動力費、修繕費の増額等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

なお、本会期中に「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について」「基山町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」「町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について」及び「平成29年度基山町一般会計補正予算（第9号）」「平成29年度基山町国民健康

保険特別会計補正予算（第４号）」「平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第４号）」の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。

議案第37号の詳細説明を求めます。毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

それでは、議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

この条例につきましては、中心市街地への都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりに向けて広域的にインフラ等に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の建設を制限するため、条例の制定を行うものでございます。

まず第１条では、建築基準法と都市計画法の規定により、基山町が告示した鳥栖基山都市計画特別用途地区におきまして定められた大規模集客施設制限地区内における建築物の建築制限に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第２条が（定義）となっております。用語の意義は建築基準法及び建築基準法施行令の定めるところとしております。

第３条では（大規模集客施設制限地区内の建築制限）となっており、大規模集客施設制限地区内において議案書の２ページの別表に掲げる建築物につきましては建築してはならないとしております。

第４条では（委任）規定となっており、条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

第５条から６条にかけましては、違反した場合における（罰則）規定について定めております。

施行期日につきましては、平成30年４月１日に施行するとしております。

そのほか、議案資料の１ページから２ページに特別用途地区の概要、規制対象となる大規模集客施設、制限する区域、スケジュール等を掲載しておりますので、後でお目通しのほう

をお願いいたします。

以上で議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定についての補足説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議案第38号 基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、基山町老人憩の家を改修及び増築し、高齢者から子どもまでの世代を超えた交流の拠点となる施設を整備し多世代交流の増進に寄与することを目的に、基山町多世代交流センター憩の家を設置するために条例制定を行うものでございます。

第1条では（設置）について定めております。

第2条では（名称及び位置）について規定しており、名称は基山町多世代交流センター憩の家とし、位置は基山町大字宮浦1026番地1と定めております。

第3条では（利用の許可）について定めております。

第4条では（利用許可の制限）について定めており、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれのある場合など4項目を定めております。

4ページをお願いいたします。

第5条では（使用料）について、別表のように定めております。

議案書6ページをお願いいたします。

別表、第5条、第16条関係でございます。施設ごとにお支払いいただく使用料とし、調理室は1時間当たり200円、和室1、2は90円、音楽室は380円、浴室は1人1日80円、2階の多目的室1、2は1時間当たり250円と定めております。町外の利用については2倍としております。

冷暖房使用料につきましては、多目的室1、2につきましては1時間当たり120円、そのほかは100円としております。

なお、使用料の算定に当たりましては、平成25年12月施行の基山町使用料・手数料見直し

の基本方針に基づいて行っております。

算定書につきましては議案資料 3 ページに、施設使用料の比較表につきましては追加資料 1 ページから 3 ページにお示ししております。お目通しをお願いいたします。

第 6 条では（使用料の減免）について定めております。

減免につきましては議案資料 4 ページ、基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の第 8 条に詳細を規定しております。

第 7 条では（使用料の還付）について定めております。

第 8 条では（権利の譲渡等の禁止）について定めております。

第 9 条では（利用許可の取消し等）について定めております。

第 10 条では（禁止行為）について定めております。

第 11 条では（職員の立入り及び指示）について定めております。

第 12 条では（原状回復の義務）について定めております。

5 ページをお願いいたします。

第 13 条では（損害賠償）の義務について定めております。

第 14 条では（指定管理者による管理）について定めております。多世代交流センター憩の家の設置の目的を効果的に達成するために必要があるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができるとしております。

第 15 条では（指定管理者が行う業務の範囲）として、施設の利用許可に関する業務、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務及び町長が必要と認める業務と定めております。

第 16 条では（利用料金）の指定管理者による収受について定めており、指定管理者の収入として収受できると定めております。

第 17 条では、指定管理者に多世代交流センター憩の家の管理を行わせる場合の（準用）について定めております。

第 18 条では（委任）として、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則では、この条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。

また、（準用行為）として、この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとしております。

また、議案資料 7 ページ、附則 2 に「改正前の基山町老人憩の家の設置及び管理に関する

条例施行規則に規定する手続により指定管理者の指定を受けている者は、この規則の相当規定により指定を受けたものとみなす。」としております。

以上、基山町多世代交流センター憩いの家の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第39号 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、人事評価制度及び退職管理に関する制度について規定するために基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するものでございます。

議案資料8ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

毎年度、この条例に基づき、3月に「広報きやま」及び基山町ホームページなどで基山町人事行政の運営等に関する状況を公表させていただいております。

報告事項については第3条に規定がございます。この規定に、第2号の人事評価の状況、第7号で職員の退職管理の状況を追加するために今回改正をお願いしておるところでございます。

最後に、本条例の施行日につきましては公布の日からといたしております。

基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第40号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第40号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての詳細説明をさせていただきます。

議案書8ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、非常勤職員の育児休業等について規定するために改正をするものでございます。

議案資料9ページの基山町職員の育児休業に関する条例の改正内容に基づき、御説明を申し上げます。

まず、第2条第3号では非常勤職員の育児休業の取得要件を規定しております。

これまで過去1年以上継続して雇用され、子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあり、子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されていないことが明らかでない者を除くものとしておりましたが、改正後は、過去1年以上継続して雇用され、子が1歳6カ月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかではない者と緩和をされました。

次に、第2条の2では育児休業の対象となる子の範囲を規定しております。

これまでは法律上の親子関係がある実子、養子とされておりましたが、改正後は、これまでの範囲に養子縁組里親に委託されている子が追加されております。

次に、第2条の4では、条例で定めることによって、非常勤職員の育児休業について、これまで1歳6カ月を限度としていた子の年齢を最長で2歳まで延長することができるものとしたものでございます。

次に、第3条及び第4条及び第10条では、既に育児休業、育児短時間勤務の承認を受けた職員の子が保育園などに入所できないなどの理由があれば、再度育児休業、育児短時間勤務ができるように改正を行ったものでございます。

また、第19条では部分休業の承認について規定をしておりますが、育児時間に加えて介護時間も対象としたものでございます。

10ページ以降に新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、本条例の施行日につきましては公布の日からとしております。

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第41号の詳細説明を求めます。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それでは、議案第41号 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案資料は12ページになります。

今回の条例の一部改正につきましては、基山小学校の基山町ひまわり館を増室することに伴い、基山町福祉交流館の一部をひまわり教室として使用する必要がなくなったため、基山町放課後児童クラブ条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案資料17ページの基山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

第3条の（名称及び位置）について説明させていただきます。

改正前の条例では、基山小学校の基山町ひまわり館及び基山町福祉交流館の住所をひまわり教室の住所として位置に規定しておりましたが、改正後の条例では、基山小学校の基山町ひまわり館を増室することに伴い、基山町福祉交流館の一部をひまわり教室として使用する必要がなくなったため、基山町福祉交流館の住所を位置から削除することとしております。

増室の基山町ひまわり館は、現在の基山小学校のひまわり教室と一体的な施設運用となるため、現在の代表地番のみの住所となり、改正後の位置に変更はございません。

改正後のひまわり教室の定員につきましては追加資料の10ページで添付させていただいておりますので、御確認ください。

今回の条例改正における改正後の条例は平成30年4月1日からの施行ということでお願いしております。

条例改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、議案第42号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書13ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、事業者の適正なごみ処理を推進するための事業系

ごみ袋の作成に伴い、基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により説明いたします。

議案資料18ページをお願いいたします。

別表第2（第16条関係）で、ごみ収集処理手数料（町が指定するごみ容器）でございますけれども、改正後では事業系可燃物入れの容器を新たに設けて、特大1袋当たり120円、大1袋当たり70円と設定し、新たに加えております。これは事業系の一般廃棄物を明確化するとともに、事業者から大きいサイズの袋の要望があったため行うものでございます。備考には、事業系可燃物の定義を新たに加えております。

19ページをお願いいたします。

19ページでは、基山町事業系ごみ袋の算定資料でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

20ページをお願いいたします。

20ページは、事業ごみの分別・排出方法についての資料でございます。こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

この条例の施行は公布の日からといたしております。

これで基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第44号、議案第45号、議案第46号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、議案第44号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直しに伴い、基山町民会館設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により説明をいたします。

議案資料23ページをお願いいたします。

第8条及び第21条第4項は、文言の修正でございます。

別表第1の1、大ホールの使用料につきましては、冷暖房使用料が、改正前では1時間当たり5,300円を、改正後では3,490円に改定するものでございます。室料の使用料については変更ございません。

2、諸室の使用料につきましては、ホワイエの1時間当たりの使用料を現行220円から330円、小ホールの1時間当たりの使用料を現行390円から580円に改定するものでございます。2階会議室A、Bにつきましては、これまでA、Bまとめての使用料の設定を行っていましたが、今回の見直しに際し、A、B会議室それぞれの使用料の設定を行い、各室1時間当たりの使用料を70円と定めるものでございます。冷暖房使用料につきましては、表のように各室減額した使用料を設定いたしております。

別表第2、町民会館附属設備使用料につきましては、これまで3区分による使用料の設定を行っていたものを時間単位での使用料の設定に改めるものでございます。

27ページをお願いいたします。

こちらの表は町民会館使用料の算定資料でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

この条例の施行は平成30年4月1日からといたしております。

以上で基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町体育施設の使用料見直しに伴い、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により説明いたします。

議案資料28ページをお願いいたします。

第21条第4項は文言の修正でございます。

別表第2、総合体育館使用料につきましては、アリーナ全面の1時間当たりの使用料を現行1,800円から2,500円に、アリーナ2分の1面、3分の1面、6分の1面の1時間当たりの

使用料をそれぞれ1,250円、830円、410円に改定するものでございます。武道場につきましては、全面の1時間当たりの使用料を現行900円から1,350円に、2分の1、4分の1面は、これまでの1時間当たりの使用料をそれぞれ670円、330円に改定するものでございます。

29ページをお願いいたします。

別表第4、基山町体育施設冷暖房使用料につきましては、アリーナの1時間当たりの使用料を現行7,500円から880円（28ページで訂正）に改正するものでございます。

30ページをお願いいたします。

30ページから36ページにかけましては基山町体育施設の使用料の算定資料でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

この条例の施行は平成30年4月1日からといたしております。

これで基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第46号 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町キャンプ場の使用料見直しに伴い、基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案資料の新旧対照表により説明いたします。

議案資料37ページをお願いいたします。

別表（第11条関係）でございますが、基山町キャンプ場使用料につきましては、町内居住者で高校生以上1人当たりの使用料を現行200円から300円に、宿泊の場合は1泊当たり現行400円から600円に改定し、小学生以上1人当たりの使用料を現行100円から150円に、宿泊の場合は1泊当たりの使用料を現行200円から300円に改定するものでございます。町外居住者の使用料につきましても改定を行っており、使用料につきましては、町内居住者の2倍となっております。

38ページをお願いいたします。

38ページから40ページにかけましては基山町キャンプ場の使用料の算定資料でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

この条例の施行は平成30年4月1日からといたしております。

これで基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第47号の詳細説明を求めます。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議案第47号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更について詳細説明をさせていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

当該案件につきましては基山町多世代交流拠点施設整備工事の変更契約を行うものでございます。

変更後の請負代金は1億8,984万8,880円でございます。408万8,880円の増額になります。

主な変更工事は駐車場とブラインド及びカーテンの設置になります。

それでは、資料41ページをお願いいたします。

こちらのほうでは建設工事変更請負仮契約書の写しをつけさせていただいております。

仮契約日は平成29年11月21日になります。

42ページをお願いいたします。

こちらには駐輪場の配置図をつけさせていただいております。

43ページ、44ページに追加工事箇所の1階平面図、2階平面図をつけさせていただいております。

また、追加資料の12ページに変更一覧表をつけさせてもらっております。お目通しをお願いいたします。

この案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の変更になりますので議会の議決をお願いするものでございます。

以上で基山町多世代交流拠点施設整備工事請負契約書の変更について詳細説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第48号の詳細説明を求めます。鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

それでは、議案第48号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についての詳細説明を申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

指定管理者におきましては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の第2条におきまして、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとなっているところでございます。

現在の農産物加工場は、農事組合法人「ちぎりの里」が指定管理者として平成30年3月31日までの期間で施設の管理を行っておりますが、新しい農産物加工場を平成30年度に完成予定としております。完成後もみそ製品等の製造、出荷を安定的に行うことが必要なことや施設の廃止に向けての協議も必要なことから、この指定期間をさらに2年間延長をお願いするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第49号の詳細説明を求めます。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議案第49号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について詳細説明をさせていただきます。

議案書24ページをお願いいたします。

今回の協議につきましては組合の介護保険事業に要する経費の負担割合の変更を行うものでございます。

資料45ページ、新旧対照表により説明いたします。

改正前第15条第2項第2号に現在の介護保険事業に要する経費の構成市町の負担割合を示しています。均等割100分の20、人口割100分の60、高齢者人口割100分の20とし、構成市町の保険給付費を反映されない状態となっております。このため、保険給付費の実費との差が大きくなっているところでございます。また、介護予防事業に力を入れた保険給付費を抑えても負担割合が変わらず、介護予防事業に対するインセンティブは働かない状況になっております。

改正後につきましては、第15条第2項第2号の介護保険事業に要する経費を保険給付に要する経費とその他の経費に分け、介護保険に要する経費については、均等割100分の10、人口割100分の40、保険給付割100分の50とし、保険給付費の実費を負担割合に反映させており、

その他の経費については従前どおりとするものでございます。第5項に激変緩和措置として平成30年度、平成31年度につきましては、保険給付に要する経費については、均等割100分の20、人口割100分の60、保険給付割100分の20としております。

資料46ページに平成28年度ベースでの保険負担金額の試算をしております。

一番上の表が、平成28年度の保険給付の実費と保険給付費として広域市町村圏組合に支払っている負担金との差額を試算しています。次が激変緩和による移行期間、平成30年度、平成31年度を試算しています。均等割100分の20、人口割100分の60、保険給付割100分の20としています。右端に現行負担割合との差額を試算しております。

次に、平成32年度を試算しています。

均等割100分の10、人口割100分の40、保険給付割100分の50としています。

以上で鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第6号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第7号））について説明を申し上げます。

議案書の26ページ、27ページをお願いいたします。

本町出身のプロ野球選手濱口遥大氏の新人特別賞受賞に伴い、町民栄誉賞を授与するに当たり、一般会計予算に補正が急務でございましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、11月21日付で専決処分をさせていただきました。その承認をお願いするものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに予算総額を変更せず、歳出予算の款項の款で増減を行うものでございます。

29ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正でございます。2款．総務費、1項．総務管理費に31万8,000円を追加し、14款．予備費を同額減額することで財源調整を図らせていただきました。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の２ページをお願いいたします。

２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費です。８節．報償費に一般表彰費として10万円、９節．旅費に費用弁償として11万円、11節．需用費に懸垂幕や花束代など10万8,000円の追加をしております。

３ページをお願いいたします。

14款．予備費でございます。31万8,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で基山町一般会計補正予算（第７号）に係る専決処分についての説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案の詳細説明を行っておりますが、ここで10時55分まで休憩いたします。

～午前10時43分 休憩～

～午前10時55分 再開～

○議長（品川義則君）

会議を再開します。

議案第45号の詳細説明について担当課長より訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

先ほどの議案第45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての中で、別表第４、基山町体育施設冷暖房使用料につきまして、アリーナの１時間当たりの使用料の改正後の金額を「880円」と説明申し上げましたけれども、「8,830円」が正しい金額でございます。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（品川義則君）

次に、議案第50号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第50号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第８号）について説明をさせていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に２億9,992万5,000円を追

加し、総額をそれぞれ72億4,471万8,000円とするものでございます。

31ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

歳入につきましては、13款．国庫支出金に1,763万8,000円、14款．県支出金に770万2,000円、16款．寄附金に2億392万6,000円、17款．繰入金に6,079万円の増額をお願いしております。

32ページと33ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款．総務費に2億1,627万6,000円、3款．民生費に3,923万円、8款．土木費に1,558万2,000円、10款．教育費に1,544万2,000円、13款．諸支出金に1,399万6,000円の増額をお願いし、また、14款．予備費を22万3,000円増額することで財源調整を図らせていただいております。

34ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。地域おこし協力隊人件費として、平成30年度から平成32年度までの3年間で限度額2,231万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。11款．分担金及び負担金、2項．負担金、1目．民生費負担金、2節．児童福祉費負担金に保育料現年度分として515万円の増額をお願いしております。たんぽぽ保育園の園児数の増に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

13款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金、1節．児童福祉費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金として935万7,000円の減額をお願いしております。地域型保育施設給付費の給付見込みの減などによるものでございます。

2節．社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金1,852万3,000円の増額、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金229万2,000円の増額をお願いしております。これらは障害福祉サービス費の増加及び障害児通所給付費の増加に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項．国庫補助金、1目．民生費国庫補助金、2節．児童福祉費補助金に子ども・子育て支援交付金145万6,000円の増額をお願いしております。これは一時預かり事業分の増などに

よるものでございます。

次に、8目．総務費国庫補助金、1節．総務費補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金として504万8,000円の増額をお願いしております。これはマイナンバーカード及び住民票への旧姓併記対応のためのシステム改修に係るものでございます。

6ページをお願いします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金、1節．児童福祉費負担金に施設型給付費負担金として430万8,000円の減額をお願いしております。地域型保育施設給付費の給付見込みの減などによるものでございます。

次に、2節．社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金926万1,000円の増額、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金114万6,000円の増額をお願いしております。これらは障害福祉サービス費の増加及び障害児通所給付費の増加に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項．県補助金、2目．民生費県補助金、2節．児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金に145万6,000円の増額をお願いしております。これは一時預かり事業分の増などによるものでございます。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

16款1項．寄附金、3目1節．総務費寄附金にふるさと応援寄附金2億円の増額、また、新たに企業版ふるさと納税寄附金として380万円の追加をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金に4,200万円、3目1節．公共施設整備基金繰入金に1,970万円の増額をお願いしております。また、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金に91万円の減額をお願いしております。これは新たな充当も行いましたが、企業版ふるさと納税寄附金への振りかえなどにより減額をするものでございます。

12ページをお願いします。

19款．諸収入、3項．貸付金元利収入、3目1節．文化遺産活用推進実行委員会貸付金元利収入に260万7,000円の減額をお願いしております。これは同委員会への貸付金の額の減に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

5 項 3 目 2 節. 雑入でございます。不正受給に係る障害児入所給付費等過年度返還金として651万4,000円の追加をお願いしております。

次に、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

歳出ではそれぞれの款で4節. 共済費の補正をお願いしておりますが、これは標準報酬月額の変更及び負担金率の変更によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費、7 節. 賃金に突発的な病休などの臨時的な人員不足を補うために臨時雇賃金として146万2,000円の増額をお願いしております。

19節. 負担金補助及び交付金では、佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高校駅伝競争大会出場助成金として10万円の追加をお願いしております。

5 目. 財産管理費、11節. 需用費に庁舎地下倉庫の除湿機改修などのため、修繕料として106万7,000円の増額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

15節. 工事請負費に図書館太陽光発電設備出力抑制装置設置工事59万4,000円の追加をお願いしております。これは図書館の太陽光発電の出力制御を行うための設備で、九州電力からの要請に基づくものでございます。

次に、6 目. 企画費、12節. 役務費にイントラネット接続手数料89万7,000円の追加をお願いしております。合宿所建設に伴うイントラネットの環境整備のためのものでございます。

17ページをお願いいたします。

13節. 委託料に基幹系情報システム改修委託料516万8,000円の追加をお願いしております。これはマイナンバーカード及び住民票への旧姓併記対応のためのシステム改修に係るものでございます。

24節. 投資及び出資金では、株式会社まちづくり基山への出資金として5万円の追加をお願いしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。直近の状況から事業費の見直しを行い、8 節. 報償費に1億8,000万円、12節. 役務費に291万5,000円、13節. 委託料に1,232万円、14節. 使用料及び賃借料に194万4,000円、25節. 積立金に337万3,000円の増額をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

2 款．総務費、3 項 1 目．戸籍住民基本台帳費、13 節．委託料にコンビニ交付システム改修業務委託料453万6,000円の追加をお願いしております。これもマイナンバーカード及び住民票への旧姓併記対応のためのシステム改修に係るものでございます。

22ページをお願いいたします。

3 款．民生費、1 項．社会福祉費、1 目．社会福祉総務費、28 節．繰出金に国民健康保険特別会計繰出金196万5,000円の減額をお願いしております。保険基盤安定繰入金分及び財政安定化支援分の減によるものでございます。

2 目．老人福祉費、19 節．負担金補助及び交付金に後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）として343万8,000円の追加をお願いしております。前年度分の精算でございます。

6 目．障害者福祉費、20 節．扶助費でございます。23ページをお願いいたします。

サービス利用の増加に伴い、障害福祉サービス費4,070万3,000円、障害児通所給付費458万5,000円の増額をお願いしております。

24ページをお願いします。

2 項．児童福祉費、1 目．児童福祉総務費、13 節．委託料に広域入所保育事務委託料264万1,000円の増額をお願いしております。入所児童数の増によるものでございます。

次に、20 節．扶助費では、サービス利用の増加に伴い、子どもの医療費助成費を929万円、入園児童数の増などにより施設型給付費を112万1,000円、入所児童数の増などにより、たんぽぽ保育園施設給付費を1,917万5,000円の増額をお願いし、地域型保育施設給付費については給付見込みの減などにより4,423万2,000円の減額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

4 款．衛生費、2 項．清掃費、2 目．塵芥処理費、11 節．需用費に事業系ごみ収集袋の作成のための消耗品費として119万7,000円の増額をお願いしております。

少し飛びます。30ページをお願いいたします。

8 款．土木費、2 項．道路橋梁費、1 目．道路維持費、11 節．需用費に町道維持のための修繕料として303万7,000円の増額をお願いしております。また、社会資本整備総合交付金事業の橋梁に係る事業費の組み替えとして、13 節．委託料の橋梁詳細調査・補修設計業務委託料を1,500万円減額、15 節．工事請負費の町道維持・補修工事を1,100万円減額し、19 節．負担金補助及び交付金に J R への負担金として跨線橋（鹿児島本線）橋梁補修事業負担金として3,300万円の追加をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

3 項. 都市計画費、3 目. 公園費につきましては、総合体育館耐震改修実施設計業務委託料を403万2,000円減額し、総合体育館外壁改修工事を403万2,000円増額する組み替えをお願いしております。

32ページをお願いします。

5 項. 住宅費、1 目. 住宅管理費、11 節. 需用費に割田団地受水槽定水弁取りかえなどの修繕料として172万4,000円の増額をお願いしております。

33ページをお願いします。

9 款 1 項. 消防費、2 目. 非常備消防費、18 節. 備品購入費でございます。可搬消防ポンプなど平成30年度のポンプ操法用の備品として291万9,000円の追加をお願いしております。

飛びまして、38ページをお願いします。

10 款. 教育費、4 項. 社会教育費、3 目. 文化財保護費でございます。11 節. 需用費にプレハブ倉庫の修繕のための修繕料として164万6,000円の追加をお願いしております。これは歴史民俗資料館の更地化に伴うボーイスカウト、ガールスカウトへの補償に係るものでございます。

13 節. 委託料では文化財資料等移転業務委託料235万5,000円の追加をお願いしております。これは歴史民俗資料館及び旧庁舎の解体に伴うものでございます。

15 節. 工事請負費には、歴史民俗資料館等解体工事として1,979万7,000円の追加をお願いしております。

21 節. 貸付金には文化遺産活用推進実行委員会貸付金の260万7,000円の減額をお願いしております。国庫補助金の交付決定に伴う減額でございます。

次に、4 目. 図書館費、13 節. 委託料には図書備品等移設業務委託料145万8,000円の追加をお願いしております。こちらも歴史民俗資料館及び旧庁舎の解体に伴うものでございます。

40ページをお願いいたします。

13 款. 諸支出金、2 項. 諸費、1 目. 国県支出金返納金、23 節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金1,399万6,000円の追加をお願いしております。内訳としましては、こども課所管分が子どものための教育保育給付費国庫負担金返還金など952万6,000円、健康福祉課所管分が母子保健衛生費国庫補助金として25万8,000円、障害児通所給付費の不正請求に係る分が421万2,000円でございます。

41ページをお願いいたします。

14款．予備費でございます。22万3,000円を増額し、財源調整を図らせていただいております。

なお、説明は省略いたしましたが、委託料などの入札減や現時点で予算執行見込みが減じるものについては減額をさせていただきます。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わらせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第51号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

○住民課長（安永宏之君）

議案第51号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ160万9,000円の減額をお願いし、総額を24億283万4,000円とするものでございます。

内容につきましては国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項3目2節．特定健康診査等負担金過年度分でございますが、平成28年度の国庫負担金の額が確定いたしましたので、精算分として6万円をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

6款1項2目2節．特定健康診査等負担金過年度分でございますけれども、こちらも同様に平成28年度の県の負担金の額が確定いたしましたので、精算分として15万9,000円をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

8款1項1目1節、財政調整基金利子でございますけれども、13万7,000円の追加をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目1節．一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金134万4,000円の減額でございますが、平成29年度の軽減世帯の減少によるものでございます。財政安定化支援事業が71万3,000円の減額でございます。こちらについては平成28年度の軽減世帯が少なかったことが要因でございます。また、事務費の分として9万2,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目4節．共済費に9万2,000円の追加をお願いしております。掛け金率の改定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は財源内訳の変更をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目25節．積立金でございますが、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。歳入と同額の13万7,000円の追加をお願いしております。

最後に10ページ、予備費でございますが、183万8,000円を減額することにより財源調整を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第52号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

説明では、議案書38ページ、資料では57ページで説明をいたします。

それでは、議案書38ページをお願いいたします。

第2条、平成29年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

第1款．下水道事業費用、第1項．営業費用を624万1,000円増額し、3億4,167万9,000円といたします。第2項．営業外費用2,000円の補正をお願いし、合わせまして5,264万8,000円といたします。下水道事業費用を合わせますと3億9,532万7,000円となります。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「99,337千円」を「93,094千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款第3項、負担金を125万円増額し、243万3,000円といたします。
第1款第4項、基金繰入金を552万6,000円増額し、4,633万3,000円といたします。資本的収入では合わせて6,296万6,000円となります。

資本的支出では、第1項、建設改良費を25万9,000円増額し、5,354万2,000円といたします。第3項、投資を27万4,000円増額し、29万3,000円といたします。資本的支出では合わせて1億5,606万円といたします。

補正の内容につきましては、平成29年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書で御説明をいたします。

それでは、平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書で説明をさせていただきます。

説明書の1ページから2ページの収益的収入の補正はございません。

次に、資本的支出でございます。説明書の3ページをお願いいたします。

1款1項3目、処理場費、動力費を53万5,000円の増額をお願いし、1,901万5,000円といたしております。これは処理場の汚水処理量がふえたことから電気料の増額をお願いするものです。

第1款1項3目、処理場費、修繕費を536万7,000円の増額をお願いし、1,474万2,000円といたしております。

資料の57ページをお願いいたします。

処理場の位置、内容をお示しさせていただいております。この修繕費の補正はニュータウン処理場、本桜処理場のポンプなどの機器の修繕に要するものでございます。

続きまして、説明書5ページをお願いいたします。

1款2項1目、支払利息を2,000円の増額をお願いし、4,258万7,000円といたしております。これは企業債利息の見込みによる増額でございます。

収益的支出の合計は624万3,000円の増額となり、補正額は合わせて3億9,532万7,000円となります。

次に、資本的収入でございます。説明書の6ページをお願いいたします。

1款3項1目、受益者負担金を125万円の増額をお願いし、243万2,000円といたします。これは下水道区域の受益者負担金収入の増額見込みによるものです。

1款4項1目、基金繰入金を52万6,000円の増額をお願いし、4,633万3,000円といたしま

す。これは基金からの繰り入れでございます。

次に、資本的支出でございます。説明書 7 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、報償費 22 万 5,000 円を増額し、32 万 5,000 円といたします。これは受益者負担金一括納入に伴う一括納付報奨金の増額となっております。

説明書の 8 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目、投資 27 万 4,000 円を増額し、29 万 3,000 円といたしております。これは利息の増額でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を 677 万 6,000 円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額 5 億 5,138 万 7,000 円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第 21 報告第 6 号

○議長（品川義則君）

日程第 21. 報告第 6 号 請願の処理の経過及び結果の報告についてを議題とし、報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

報告第 6 号 請願の処理の経過及び結果の報告についてでございます。

地方自治法第 125 条の規定に基づき、平成 25 年 3 月 25 日付基議第 519 号で請求があった請願の件について当該結果を議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、報告第 6 号の詳細説明を求めます。毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

請願につきましては、当時、第 7 区長外 174 名の方から都市計画道路日渡長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願となっております。

説明につきましては、議案資料の 58 ページと 59 ページにより説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

請願事項として 4 点ほど上がっております。まず 1 つ目、都市計画道路日渡長野線の延伸を地元地権者の同意のもと進めること、2 つ目に第 4 次基山町総合計画を初め、基山町都市

計画マスタープラン、第3次基山町国土利用計画に明記された長野地区の計画的な土地利用を進めること、3つ目にそのために平成25年度予算に道路整備基礎調査を初め、関係予算を計上すること、4つ目に今後必要に応じて長野地区住民・地権者と対話、説明会を開催することとなっております。

この請願の内容につきましては処理経過を報告させていただきます。

平成25年度予算に業務委託費を計上しまして、地権者に対する日渡長野線延伸計画と長野地区開発に関する意向調査（アンケート集計・分析）及び道路概略設計を行っております。その結果を受けまして、平成26年2月に長野地区に対しまして意向調査報告説明会を開催しまして、それ以降、約2年半にわたり土地開発の概要説明、それから町主導による地区計画の意向調査、企業の進出打診案の提案等を行ってまいりました。また、平成28年度予算に業務委託費を計上しまして、長野（島廻）地区の田、雑種地の鑑定評価を行い、鑑定結果を地権者の皆様に御提示することで土地開発の検討資料としていただきました。

請願書を受理してから4年近く経過していることもありまして、地権者の方の御意向を再度確認し、長野地区の町主導による地区計画について最終判断をする方向で進めることになり、平成29年8月上旬に地権者意向調査を行いました結果、地権者全員の同意が得られませんでした。

次に、59ページをお願いいたします。

請願の処理結果でございます。平成29年8月上旬に地権者意向調査を行いました結果、地権者全員の同意が得られませんでしたので、長野地区の町主導による地区計画は行わないことと最終決定をしました。

今後は、長野地区に対する企業からの進出打診等がありました場合、地元区長様に情報提供をさせていただきまして、引き続き長野地区の土地利用を支援いたします。

以上をもちまして請願の処理の経過及び結果の報告の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時27分 散会～